

様式第七（第4条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

2019年2月13日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

個人情報保護委員会委員長 嶋田 実名子 殿

住 所 東京都千代田区大手町1丁目6番1号
名 称 株式会社カウリス
代表者の氏名 代表取締役 島津 敦好

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
名 称 関西電力株式会社
代表者の氏名 送配電カンパニー長 土井 義宏

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標

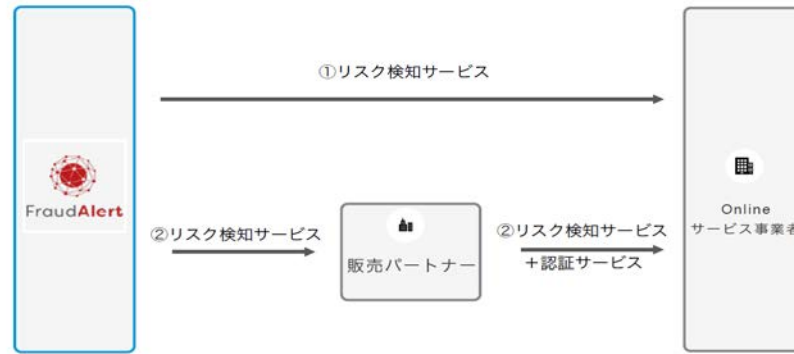
(1) 申請者の概要

株式会社カウリス（以下「カウリス」という。）は、2015年12月に設立されたインターネット上で不正アクセスを検知する技術を開発し提供するテクノロジー・スタートアップです。カウリスは、「事業者とエンドユーザーに安全を提供するインフラに。」をミッションに掲げ、インターネット上で事業者と消費者を繋ぐ接点における「なりすまし」を検知するサービスを提供しています。

リアルな世界の取引がますますインターネットと密接になっていくなか、非対面のインターネットが取引社会のインフラとなっていくためには、「今やりとりをしている相手が真にその人であること」が確保されていることが不可欠です。しかし、現在のインターネットでは、さまざまな手法を駆使した「なりすまし」が横行し、その被害額は無視できないものとなっています。

カウリスは、こうした問題に対処するため、なりすまし検知サービス「Fraud Alert」を2016年より展開しており、数多くの国内企業がこれを導入、2017年2月時点で国内5,000万以上のアカウントについて不正アクセスの防止に寄与しています。

【図表1】カウリスのビジネスモデル



関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）は、近畿地方を中心に電気事業を展開する電力会社です。関西電力は、安全最優先と社会的責任の全うを経営の基軸に位置づけ、「お客さまと社会のお役に立ち続ける」ことを使命と考えており、社会に必要な価値の創造を目指しています。

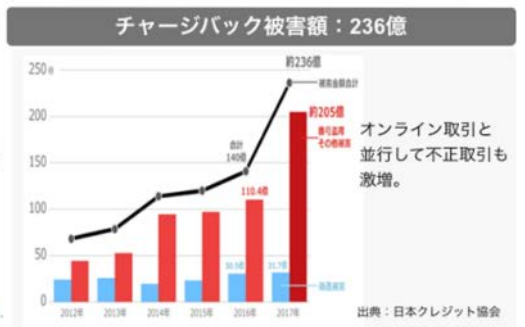
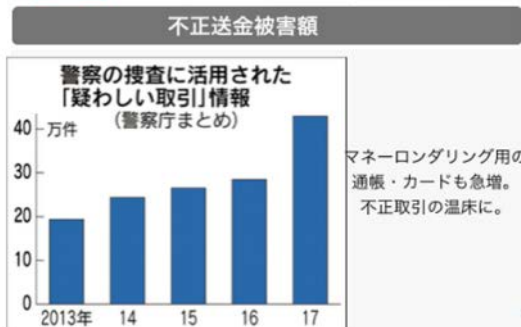
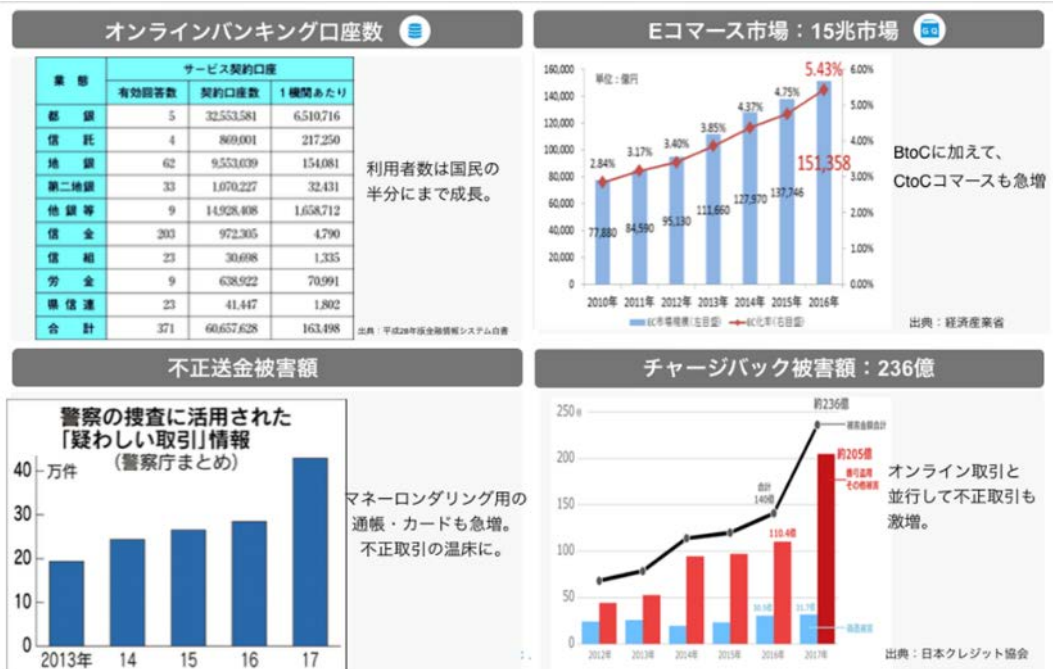
関西電力は、近畿地方を中心に約1,300万戸にむけた電力供給網を有しており、地域における幅広い電力設備情報を保有しています。

(2) 不正口座開設の現状

FinTechの普及とともに、金融取引も従来型の対面取引からインターネット上の非対面取引が急増しており、これに比例した形で不正取引も増加傾向を見せています。

たとえば、オンラインバンキングの利用経験のある者は国民の約半数にまで増加しましたが、マネーロンダリングに用いられる銀行口座も多数作成され、オンラインバンキングを用いた不正送金をはじめとする不正取引に悪用されています。また、シェアリングエコノミーの進展に伴い、電子商取引市場においても、従来型のBtoC取引に加えてCtoC取引も急増してきており、従来型の悪質業者による詐欺取引やキャンセル前提でのクレジットカード利用といったもののほかに、個人を装った悪質業者による詐欺取引や、取引を装った不正送金行為といった類型も多数生まれてきています。

【図表2】市場環境 不正利用被害動向



2017年時点で、オンラインバンキングの口座開設数は6,000万に対して、不正な取引に利用された銀行口座の件数は40万件を超えています。また、非対面取引市場が15兆円に対して、不正な購入による被害額は236億円と急増しています。上記の数値は、警察庁、日本クレジット協会による調査で、被害がある程度、顕在化した蓋然性の高い数値であります。潜在的には、より大きな被害金額があると考えられます。

こうした不正な取引は、法制上は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）に基づき、金融取引の媒介者である特定事業者が、口座（アカウント）の開設時や一定額以上の取引の処理時、不正取引の兆候を検知した時点のそれぞれにおいて、取引当事者の取引時確認手続きを実施し、なりすましの疑いのある取引や不正目的の取引の処理を謝絶したり、疑わしい取引として届け出たりすることによって対処することが予定されています。

自らのサービスが不正取引に用いられることは、もとより事業者が望むところではなく、不正口座開設への対抗策の発明は、非対面取引による顧客への利便性提供を事業の特徴とするインターネット銀行をはじめとする送金ビジネスに従事する者、クレジットカード発行者等の金融仲介業者が必要とするのはもちろんのこと、金融インフラを犯罪や資金洗浄、テロ資金供与手段に用いられないようにするという社会全体が必要とする社会課題であるといえます。

（3）申請者の取組み

なりすまし検知の技術を持つカウリスと、地域を網羅した電力設備情報を持つ関西電力は、両社の持つリソースを組み合わせることで、不正な口座（アカウント）開設を防止し、金融インフラが犯罪や資金洗浄、テロ資金供与策に用いられないようにすることで、これらの金融インフラの存立の前提を確保することに貢献できると考えています。

そこで、今般、カウリスと関西電力は、株式会社セブン銀行（以下「セブン銀行」といいます。）の協力をいただき、関西電力の電力供給区域の一部地域にて、関西電力が有する電力設備情報の利用の実効性を検証（以下「本実証」といいます。）したいと考えております。

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

（1）新技術等及び革新的事業活動の内容

カウリスは、これまでインターネットサービス事業者からIPアドレス・端末・振舞い情報を収集し、法人顧客から照会を受けたユーザーが本人であるかどうかを検知するサービスを提供してきました。本実証においては、セブン銀行がインターネット上で新たに口座開設の申請を受けた顧客につき、カウリスが、従前のデータセットに加えて、関西電力の保有する電力設備情報をも活用することで、顧客が提示する申請が適正であるかどうかを判定することを考えています。

電力会社の保有する電力設備情報をなりすまし検知に活用する例はこれまでに存在しませんでした。本実証は、電力会社が保有する電力設備情報の活用の新たな可能性を開き、これにより電力会社とIT企業が連携した新たなビジネスモデルを構築することができる可能性があると考えております。

（2）法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

本実証は、カウリス、関西電力及びセブン銀行の間で締結された2019年1月1日付「新技術等実証に関する覚書」（別添、以下「本覚書」といいます。）に基づき実施されます。本覚書に従い、本実証は以下の通り実施される予定です。

（ア）本実証の内容

本実証のプロセスは以下です。

- ①カウリスは、セブン銀行から、非対面顧客が口座開設申請に際して提示した登録情報の一部を受け取ります。

※カウリスは、新規の非対面顧客からの銀行口座の開設申請に際してセブン銀行が犯収法に基づく取引時確認の一環として実施する、カスタマー・デュー・ディリジェンス（以下「CDD」といいます。）の一部を受託することになります。また、セブン銀行は、口座開設にあたり、プライバシーポリシーに基づいて個人情報を取得します。口座開設に当たっては、犯収法に基づく本人確認を利用目的として明記しています。

②カウリスは、取得した登録情報を関西電力に送信します。

③関西電力は、電力設備情報のうち本実証に必要な情報（以下「Eデータ」といいます。）とカウリスから受信した情報を照合し、「Eデータに該当するという情報」のみをカウリスに返信します。

※関西電力は、情報管理の適切性を確保するため、その保有する設備情報のうちEデータのみを抽出し、関西電力の設備管理システムとは物理的に切り離された照合用データベースを構築します。具体的には、まず、関西電力の設備情報のデータベース（以下「設備情報DB」といいます。）から担当者AがEデータを抽出し、担当者Bにデータを送付します。担当者Bは専用のデータベース（以下「専用DB」といいます。）にてEデータを管理し、カウリスから照会のあった情報について担当者Bがデータ照合を行います。

④カウリスは、関西電力から受け取った「Eデータに該当するという情報」を踏まえ、なりすましの可能性に関するリスク情報として、セブン銀行に提供します。

（イ）本実証を適切に実施するための措置

本実証は、カウリス、関西電力及びセブン銀行の三者間でデータのやり取りを行うことにより行われるものであります。また、社会からの高度な信頼によって存立を支援されている銀行と電力会社という強い公共的使命を負った業態がかかわるものであるため、法令等遵守に配慮し、予期しないデータの漏えい等を起こさないようにすることで、各社の社会的評判を害さぬよう実施しなければならぬと考えております。

第一に、コンプライアンスリスクへの対処の方法として、本実証は、森・濱田松本法律事務所が提供するイノベティブなビジネスを実証実験から実務展開まで法務面から支援するイニシアチブ「MHM Lab」の監修を受けてデザインすることとしました。

複数社間で展開するオープンイノベーションにおいては、当事者間のそれぞれの役割と責任が明確に定められていることが重要であるとの助言を受け、本覚書には、達成すべき目標を明記したうえで、三者それぞれの役割と、それぞれが果たすべき責任、セブン銀行から提供される情報、Eデータ及び「Eデータに該当するという情報」を三者以外の者に漏洩しないことを明確化しています。また、それぞれが負担する費用についても合意することにより、費用負担を巡る後々の問題の発生を未然に防止しています。

さらに、データオーナーシップの考え方にのっとり、得られた成果の帰属についても本覚書において明確化することで、各当事者が公正な形でデータ資産にアクセスすることができる状態を確保しています。

第二に、データセキュリティの確保の観点から採用した措置としては、以下の点が挙げられます。

- 1 関西電力は、設備情報DBからEデータのみを物理的に異なる専用DBに抽出・移転したうえで、カウリスから受け取った情報と照合するという形をとります。具体的には、設備情報DBから抽出・移転されたEデータが保存される専用DB上で関西電力の担当者がデータ照合を行うこととなりますが、抽出された専用DBは設備情報DBとは完全に物理的に分離します。そして、設備情報DBからEデータを抽出する担当者はEデータが保存された専用DBへのアクセス権を有さず、専用DB上のアクセス権を有する担当者は、設備情報DBへのアクセス権を有しないアレンジとします。また、専用DBはファイヤウォール、侵入防御システム等を設置し、24時

間体制で社内ネットワークへの不正侵入を監視するとともに、カウリスに「Eデータに該当するという情報」を送信する際にはファイルを自動で暗号化して送信する、という情報漏洩対策を講じます。

- 2 カウリスは、セブン銀行から受け取った情報及び関西電力から受け取った「Eデータに該当するという情報」について、ファイヤウォール、侵入防御システム等のセキュリティ対策を講じた外部クラウドサービスを利用するとともに、関西電力に情報を送信する際にはファイルを自動で暗号化して送信する、という情報漏洩対策を講じます。
- 3 商用時には、セブン銀行からカウリスへのデータ連携はSSLとWSSEを活用したApplication Programming Interfaceによって行われます。

第三に、本実証において、予期しないインシデントが発生した場合には直ちに主務官庁に報告することを本覚書上で合意しています。本実証は、上述のとおり電力会社と銀行という公益性の高い業態が関与するものであるため、慎重に設計したうえで執り行われますが、予期しないインシデントが発生しないことを保証することはできません。インシデントが発生した場合には、直ちに主務官庁に報告したうえで、その後の対処と是正のために必要な措置を講じ、その経過についても報告することで、本実証の適切性を主務官庁としてもモニタリングすることができると考えています。また、併せて、実証開始後1か月ごと、及び終了時に実施状況を主務官庁に報告します。

(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証は、上記2.(2)(イ)の措置を講じることにより、①小売電気事業者間の公正競争が妨げられることを防止することが可能であること、②個人情報の適切な取扱いが可能であることを分析します。また、これら措置が適切に機能していることを確認するため、実証期間中において証跡、行動記録を収集し、情報の不正な取扱いがなされていないかを確認します。

また、本実証は、非対面取引における現在の犯収法上の取引時確認の仕組みの限界に対する解決方法を提供する可能性があると考えています。非対面取引における犯収法上の取引時確認については、いわゆるeKYCの仕組みが導入されておりますが、電力会社の設備情報を活用したなりすまし検知の高度化は、不正取引を未然に防止する手段として大きな意義があると考えられます。

上述の報告は、本実証が一定の成果を出すことができた場合に、その成果を政府に還元することで、今後の犯収法上の取引時確認の手法を検討するに際して、何らかの参考材料になることを期待しております。

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

本実証は、関西電力の管轄内の一部地域にて実施することを予定しています。

また、本実証の期間は認定後2019年6月末までの期間を予定しています。申請者の想定では、3か月間でおおよそ6,000件程度の上記地域での口座開設案件を見込んでおります。このなかでEデータと照合してなりすましの疑いの判定がなされ、その結果がセブン銀行にフィードバックされれば、本実証は成功と評価することができると考えております。

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

参加者等：株式会社カウリス

関西電力株式会社 送配電カンパニー

株式会社セブン銀行

同意の取得方法：本覚書締結により同意を取得する。

なお、照合される情報の提供者であるセブン銀行の新規顧客は、口座開設申請に際して登録情報が犯収法に従ったCDDプロセスに服することについて同意の上で、セブン銀行に対して情報を提供しています。CDDプロセスを含む取引時確認に関する事務は第三者に委託することができ、

その委託先が国内事業者であるカウリスであれば、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）上もカウリスに対するデータ連携につき顧客の同意を取得する必要はありません。また、カウリスから関西電力への顧客情報の連携について、個人情報保護法上、犯収法上の取引時確認に関する事務の再委託に伴う個人データの提供という公益的な目的で行うことであるため、顧客の同意を取得する必要はありません。なお、不正な口座開設を凶るために「なりすまし」を行う自由は顧客にはなく、また顧客に口座開設を認めるか否かは継続取引に入るセブン銀行に判断権限がありますので、本実証の結果、リスク判定結果がカウリスからセブン銀行に連携されたことによって、結果的に口座開設が認められない顧客が出たとしても、これによって顧客の正当な利益が害されたことにはならないと考えます。また、本実証の実施に当たっては、セブン銀行がそのHP上で告知を行い、顧客に対して情報提供を行います。

本実証における社会的な影響度をコントロールする手段としては、本実証の対象場所を関西電力の管轄内の一部地域に限定することによって凶られていると考えています。

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

本覚書において、本実証の実施に必要な費用は各自がこれを負担するものとされています。想定される費用は基本的には人件費であり、申請者はそれぞれ自己資金で賄う予定です。

6. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項

(1) 電気事業法第23条との関係

(禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）二に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

本実証に関して検討を要する論点として、第一に、「Eデータに該当するという情報」及び「Eデータに該当しないという情報を提供しない（無回答である）こと」（以下「Eデータとの照合結果」といいます。）を一般送配電事業者である関西電力がカウリスに対して提供することが、一般送配電事業者に対して課される電気事業法第23条に規定される禁止行為に該当するか否か、という点があると考えております。

申請者のうち関西電力は、一般送配電事業者として電気事業法の定める規制を遵守する義務を負っていることから、本実証による「Eデータとの照合結果」の利用が、一般送配電事業者の中立性を確保し、小売電気事業者間の公正な競争環境を確保・促進することを趣旨とする電気事業法第23条が禁止する目的外使用に該当するか否かが論点となります。

この点、本実証の際に利用する「Eデータとの照合結果」については、不正な口座（アカウント）の開設及び当該口座の不正利用を未然に防ぐという公益的な目的のために利用するものであり、①カウリスが目的外利用又は他者に提供することがないよう契約上及びシステム上の措置を講じること、②カウリス以外の者からの情報提供依頼に対しても、当該依頼に係る実証内容及び実証方法が本申請書2.（2）に記載する実証内容及び実施方法に類似するものであり、個人情報保護法第23条第1項第1号に規定する第三者提供の制限の例外に該当する場合には、関西電力は同様に提供に応じる（ただし、小売電気事業者間の公正な競争環境を阻害するおそれがある場合には提供に応じない。）ことにより、小売電気事業者間の公正競争を阻害せず、したがって電気事業法第23条に抵触しないと考えております。

(2) 個人情報保護法第23条との関係

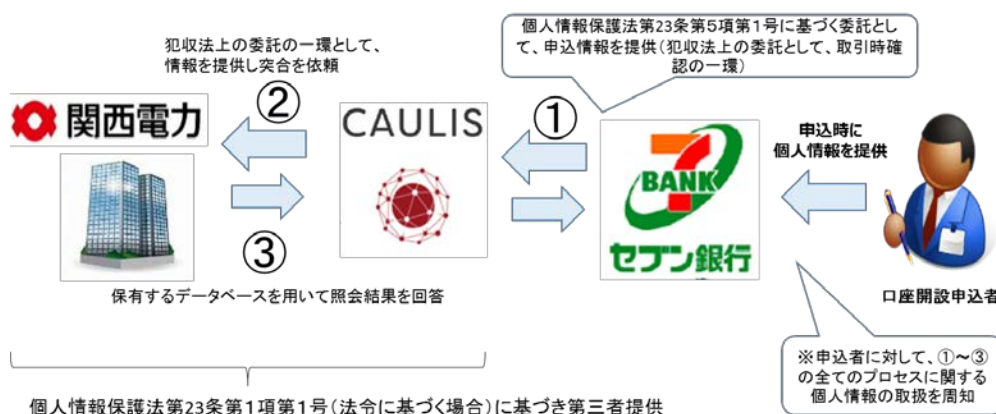
(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

関西電力がカウリスに提供する「Eデータとの照合結果」は、設備情報DBと専用DBとの間に物理的・人的なアクセス制限を設けて管理し、関西電力内において「Eデータとの照合結果」と他の情報を容易に照合できないようにするなど、その取扱いには細心の注意を払います。

この「Eデータとの照合結果」について、Eデータはそもそもなりすましの可能性が高いことを示す情報であって、不正な口座（アカウント）の開設及び当該口座の不正利用を未然に防ぐという公益的な目的のために利用するものであり、犯収法上の本人確認の一環として行われるものであることから、その提供は、個人情報保護法第23条第1項第1号の第三者提供の制限の例外に該当するものと考えております。



7. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容該当なし

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

<カウリス>

氏名：代表取締役 島津敦好

住所：東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル2F FINOLAB

電話番号：03-4520-7975

電子メールアドレス：ashimazu@caulis.jp

<関西電力>

氏名：芦谷武彦

住所：大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

電話番号：050-7104-0900

電子メールアドレス：ashiya.takehiko@a4.kepco.co.jp

9. その他